

速報版

発行：自治労滋賀県職員労働組合
自治労滋賀県職員連合労働組合
県庁東館5階
県庁内線：4790.4791
直通077-528-4790
FAX077-521-3784
E-MAIL:shigajichiro@yahoo.co.jp

自治労県職

自治労県職は 新しい仲間を歓迎します
一人はみんなのために、みんなは一人のために

新しい年度がスタートし、今年も多くの新規採用職員の皆さんを迎えることができました。自治労県職は、新たに採用された皆さんを心から歓迎するとともに、組合への加入を呼びかけます。



新規に採用された皆さんは、緊張と不安を抱えていることでしょうか。誰であっても、最初の職場では同じ思いを経験してきています。でも安心して下さい。自治労県職は、職員が

安心して働きづけられる職場環境や労働条件の改善を目指し、日々取り組んでいます。ひとりの力では、職場環境を変えたくてもできないことが多いのですが、まとまれば大きな力になり、変えていくことができます。

組合では、給与や勤務労働条件、福利厚生を充実させる取り組みを行っています。また、組合員個人の問題が生じた時も組合員の側に立って一緒に問題に向き合います。

基本は、労働条件の改善と助け合い

労働組合の基本は労働条件の改善と助け合いです。

自治労県職は、賃金・労働条件を改善させる取り組みを行うことを基本としますが、その根幹の精神は組合員相互の助け合いです。

職員人生は山あり谷ありで、順風満帆ではありません。困った時に仲間がいて、組合員をバックアップすることで、個人が犠牲になる職場状況を改善できるものと考えます。ぜひ、新規採用の皆さんも、このような役割をもつ組合にご加入ください。



全ての皆さんの組合加入で、日本一働きやすい職場づくりへ

新年度に入り、新規採用職員にみならず旧採の皆さんも呼びかけに応じて組合に加入して頂いています。

労働組合は、一人の加入が組合員全員を勇気づけます。全ての皆さんの組合加入で労働組合の機能と役割を高め、日本一働きやすい職場をつくりましょう。

(写真は4月4日の組合説明会の模様)

今年のメーデー祭典は 4 / 27 に

今年の滋賀県労働者統一メーデーは4月27日、膳所公園他で連合滋賀と滋賀県労働者福祉協議会の主催で開催されます。今年のスローガンは「格差をなくし、平和を守る！笑顔あふれる未来をつくろう、すべての仲間の連帯で！」例年、5000名近くの組合員・家族が参加します。今年も彦根市文化プラザを中央集会所とし、その他県内3会場で地区集会所が開催されます。模擬店や抽選会など楽しい企画も盛りだくさんとなっていますので、職場の仲間や家族とともに参加をお願いします。

メーデー中央・各地区集会 案内

Table with 4 columns: 月日, 時間, 場所, 内容. It details the schedule for the Me Day Central and Regional Meetings on April 27th, including locations like 膳所公園, 彦根市文化プラザ, and 栗東文化芸術会館.



助け合いの「自治労共済」の「公務員賠償責任保険」
もしもの時の賠償請求に備えるため 採用・異動を契機に検討を。(最大3億円の保障)



# 全職場に時間外勤務の上限規制が導入 問われる「長時間労働是正」と「業務量と人員配置」の課題

働き方改革関連法が成立し、これまで「青天井」だった時間外労働に罰則付きの上限規制がこの4月から導入されています。国家公務員については「時間外勤務命令の上限規制」が本年4月から実施され、各地方自治体においても国に準拠した対応が図られています。

滋賀県においても同様に、原則として「月45時間以下、年360時間以下」の規制が導入されています。一方で大半の職場では、「他律的部署」とされ「月100時間未満、年720時間以下、2～6箇月平均80時間以下、月45時間超6箇月以内」の規制となっています。「他律的部署」とは、他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務）の比重が高い部署として任命権者（知事等）が指定した所属で、本庁・出先機関を含め相当数に及んでいるのが実状です。

自治労県職としては、「上限規制」の導入については、長時間労働の是正へ一歩前進につながるものと受け止めます。しかしながら、①他律的部署がほとんどを占め、規制が空洞化しかねないこと。②上限時間に迫る場合に業務分担の見直しや応援体制の構築を行うことがうたわれているが、サービス残業の潜在化が懸念されること。③今般の上限規制は「36協定」とは異なり、職場の労使間の協議で決定される制度にはなっていないこと。④長時間労働是正の根本的な解決策として「業務量と人員配置」の視点が不明瞭であることが課題と考えます。

今後も長時間労働の是正へ向けて取り組みを強化しますので、皆さんからの声をお寄せください。

## 自治労の2019年度賃金闘争は春闘から 人事院・政府と春闘段階の中央交渉を実施



自治労・連合公務員連絡会は「2019年度春季要求書」を2月に人事院および政府に提出し、交渉・協議を継続してきました。

3月20日には、一宮人事院総裁、宮腰国家公務員制度担当大臣との春闘段階での最終交渉を行いました。

政府、人事院からは春の段階の回答が示されました。この回答を受けて、自治労・公務員連絡会は、春の段階における交渉の到達点と受け止めましたが、最終回答において課題認識を共有し、自治労・公務員連絡会側の意見を聞く姿勢を確認できたものの、要求に対して明確に答えていないと厳しく断じました。今後は、人事院勧告期、給与確定期まで闘争態勢を継続強化することとしました。

人事院総裁、国家公務員制度担当大臣の主な回答は次のとおり。

### 【国家公務員制度担当大臣の回答】



①2019年度賃金については、公務員連絡会と意見交換を行う。②非常勤職員の処遇改善については、民間における取組を踏まえながら必要な取組を進める。③長時間労働の是正は、制度改正を踏まえ適切な運用を図り、政府一丸となって実効ある施策を推進する。

### 【人事院総裁の回答】



①賃金については、情勢適応の原則に基づき必要な勧告を行う。住居手当は、勧告に向けて必要な検討を行う。②長時間労働の是正については、政府全体で取り組む必要のある重要な課題。③非常勤職員の給与について、指針に沿った適切な処遇が図られるよう取り組む。④定年延長については、人事院としてその責任を適切に果たしていく。

## ホームページもご覧下さい

迅速な情報提供と意見交流の場として

<https://www.shigakenjichiro.com/>



ホーム お知らせ お得情報 連絡履歴 加入手続 リンク  
わたしたち



働き方改革を 滋賀から  
じちろう しが県職

## じちろうマイカー共済

自動車総合補償共済

自治労共済生協組合員なら

契約者=組合員で  
家族の車も **団体割引15%**

- 主たる被共済者になれる方
- ① 組合員本人
  - ② 組合員の配偶者
  - ③ 組合員の同居の親族\*
  - ④ 組合員の配偶者の同居の親族\*
- \*別居の未婚の子も含まれます。

※現在ご加入の保険(共済)の適用等級や過去履歴によっては、ご契約をお引き受けできない場合があります。  
※2018年1月までの団体割引率を記載しています。



ZENROSAI NEWS  
5116A230

ご契約にあたっては  
パンフレットをご覧ください

ご不明な点があれば、  
まずは組合にご連絡ください。

全労済 全国対等者共済生活協同組合連合会  
**自治労共済本部**

全日本自治体労働者共済生活協同組合  
全労済は、実利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。





